

お知らせコーナー
~information~

8月



◆案内

医療機関の無料健康相談

職場健康診断の見方がわからないなど、健康のことで悩みがある人は、ぜひご利用ください。なお、相談を希望する人は、受付にて、鹿屋・肝属地域産業保健センターの健康相談を利用したいと伝えてください。

●日時

平成18年9月13日(水)
午後2時から午後4時まで

●場所

桑波田医院(垂水市)
☎0994-32-1825

※健康診断結果表(基本健康診査可)など持参すると、適切な指導が受けられます。

※相談後の治療は、保険診療となります。

※内容が変更になる場合があります。

■問い合わせ先

鹿屋・肝属地域産業保健センター
☎0994-40-5441

肝属郡医師会
☎0994-22-3111

◆お知らせ

全国一斉子どもの人権10番強化週間

子どもをめぐる様々な人権問題に積極的に取り組むことを目的として、専用相談電話「子どもの人権110番」の強化週間を実施します。

相談内容は、いじめ、体罰、虐待など内容は問いません。相談には法務局職員又は人権擁護委員が応じ、秘密は厳守されます。

●実施機関

鹿児島県方法務局 鹿児島県人権擁護委員連合会

●実施日時

(1) 期間
平成18年8月28日(月)から9月3日(日)まで

(2) 時間

平日 午前8時30分から午後6時30分まで
土・日 午前10時から午後5時まで

●電話番号

子どもの人権110番
☎0570-070-110
(通話料が180秒につき、おおよそ8・5円かかります。)

■問い合わせ先

鹿児島県方法務局人権擁護課

☎099-259-0684

犬・猫の引取りの有料化について

平成18年10月1日から県での引取りは次のとおり有料となります。

●犬

生後91日齢以上1頭2、000円
生後91日齢未満1頭400円

●猫

生後91日齢以上1頭1、000円
生後91日齢未満1頭200円

■問い合わせ先

鹿屋保健所衛生課
☎0994-43-3121
(内線260)

恩給欠格者、引揚者の皆様へ

いわゆる恩給欠格者の方々、または引揚者の方々に内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

請求書は、本庁保健福祉課福祉係、又は支所住民生活課福祉係の窓口にて準備してあります。

資格要件などのお問い合わせは、独立行政法人平和祈念事業特別基金までご連絡下さい。

■問い合わせ先

独立行政法人平和祈念事業特別基金
☎0120-234-933

消費税・地方消費税(個人事業者)の中間申告と納税

平成17年分の確定消費税額

(地方消費税額は含みません)が48万円を超える個人事業者の方は、平成18年分の消費税及び地方消費税について、中間申告と納税が必要です。

その方々のうち、確定消費税額が400万円以下の方の申告期限などは次のとおりです。

●中間申告・納期限

8月31日(木)

●中間申告納付額

平成17年分の確定消費税額の2分の1(仮決算により中間申告し、納税することもできます。)

この中間納付税額は、確定申告をする際に、確定申告書の差引税額から控除することとなります。

なお、課税期間の特例の適用を受けている方は、中間申告・納付の必要はありません。

平成17年分の確定消費税額が400万円を超える方の場合には、これらの期限や納付額が異なります。

消費税のことでお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ね下さい。

■問い合わせ先

鹿屋税務署
☎0994-42-3127

税務相談室(鹿児島分室)
☎099-255-8118

町県民税に係る県職員短期併任の実施について



鹿屋総務事務所 主査 池上広明

県の財政運営が非常に厳しい状況であることから、県税に占める割合の大きい町県民税の徴収確保が強く求められております。

町も効率的、効果的な徴収対策を実施するため、県と町が協定を結び、県の税務職員が錦江町から税務職員として併任を受け、町税の滞納処分などの事務に直接従事することとなりました。

この短期併任の実施により、強制執行など(財産の差し押さえ)厳しい滞納対策が執られることとなります。

■併任期間

平成18年8月1日~10月31日

■併任日数

1か月に5日間、延べ15日間

■問い合わせ先

鹿屋総務事務所管理納税課
☎0994-43-3121
(内線211)

本庁税務課税務係
☎0994-22-3037

支所住民生活課税務係
☎0994-25-2511